松阪市水道水源保護条例(平成17年1月1日条例第289号)

最終改正:平成23年7月11日条例第30号 改正内容:平成23年7月11日条例第30号

〇松阪市水道水源保護条例

平成17年1月1日条例第289号

改正

平成17年6月27日条例第326号

平成19年3月30日条例第26号

平成20年12月22日条例第44号

平成23年7月11日条例第30号

松阪市水道水源保護条例

(目的)

第1条 この条例は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第2条第1項の規定に基づき、本市の水道に係る水質の汚濁を防止し、清浄な水を確保するため、その水源を保護し、もって住民の生命及び健康を守ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 水源 法第3条第8項に規定する取水施設及び貯水施設に係る周辺の地域で、水道の原水の取り入れに 係る区域をいう。
- (2) 水源保護地域 本市の水道に係る水源及びその上流地域で、水道事業の業務を行う上下水道事業管理者 (以下「管理者」という。)が指定する区域をいう。
  - (3) 対象事業 産業廃棄物処理業その他水質汚濁を、招くおそれのある事業をいう。
- (4) 規制対象事業場 対象事業を行う工場その他の事業場のうち水道に係る水質を汚濁し、又は汚濁するお それのある工場その他の事業場で、第8条第3項の規定により規制対象事業場と認定されたものをいう。
  - (5) 広域水源保護 雲出川流域に係る水源の保護をいう。

(本市の責務)

第3条 本市は、水源の保護に係る施策を実施しなければならない。

(管理者の責務)

第4条 管理者は、水源の水質の保全に努めなければならない。

(住民等の責務)

第5条 何人も、本市が実施する水源の保護に係る施策に協力しなければならない。

(水源保護地域の指定等)

第6条 管理者は、水源の水質を保全するため、水源保護地域を指定することができる。

- 2 管理者は、水源保護地域を指定しようとするときは、あらかじめ松阪市水道水源保護審議会の意見を聴 かなければならない。
- 3 管理者は、第1項の規定により、水源保護地域の指定をしたときは、その旨を直ちに公示するものとする。
- 4 前2項の規定は、管理者が水源保護地域を変更し、又は解除しようとする場合について準用する。

(規制対象事業場の設置の禁止)

第7条 何人も、水源保護地域のうち、本市の区域内において、規制対象事業場を設置してはならない。

(事前の協議及び措置等)

第8条 水源保護地域のうち、本市の区域内において、対象事業を行おうとする者(以下「事業者」という。) は、あらかじめ管理者に協議するとともに、関係地域の住民に対し、当該対象事業の計画及び内容を周知させるため、説明会の開催その他の措置を採らなければならない。

- 2 管理者は、事業者が前項の規定による協議をせず、又は同項の措置を採らず、若しくは採る見込みがないと認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて当該協議をし、又は当該措置を採るよう勧告するものとする。
- 3 管理者は、第1項の規定による協議の申出があった場合において松阪市水道水源保護審議会の意見を聴き、規制対象事業場と認定したときは、事業者に対し、その旨を速やかに通知するものとする。

#### (一時停止命令)

第9条 管理者は、事業者が前条第2項の規定による勧告に従わないときは、当該事業者に対し、期限を定めて対象事業の実施の一時停止を命ずることができる。

## (措置要請)

第10条 管理者は、水源保護地域のうち、本市の区域外において対象事業を行おうとする者があるときは、関係地方公共団体に対し、適当な措置を採ることを要請するものとする。

## (広域水源保護の相互協力)

第11条 本市は、広域水源保護のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体等に対し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項に規定する協議会の設置その他の協力を要請するものとし、関係地方公共団体等から本市に対して、当該協力の要請があったときは、これに応じるものとする。

### (審議会の設置)

第12条 水源の保護を図り、水道事業を円滑に推進するため地方自治法第138条の4第3項の規定により、松阪市水道水源保護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、本市の水道に係る水源の保護に関する重要な事項について、調査審議する。

#### (組織)

第13条 審議会は、委員12人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が、委嘱し、又は任命する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 関係団体を代表する者
  - (3) その他市長が必要と認める者

#### (委員の任期)

第14条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第15条 審議会に、会長及び副会長を1人置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

# (会議等)

第16条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会の庶務は、上下水道部水源管理課において処理する。
- 5 審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

#### (報酬及び費用弁償)

第17条 委員は、非常勤とする。

2 委員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年松阪市条例第53号)の定めるところによる。

## (委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

#### (罰則)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、6か月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条の規定に違反した者
- (2) 第9条の規定による命令に違反した者

### (両罰規定)

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

# 附則

# (施行期日)

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

## (経過措置)

2 この条例の施行の日前に、合併前の嬉野町水道水源保護条例(昭和63年嬉野町条例第18号)、三雲町水 道水源保護条例(昭和63年三雲町条例第16号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相 当規定によりなされたものとみなす。

附則(平成17年6月27日条例第326号) この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成19年3月30日条例第26号) この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附則 (平成20年12月22日条例第44号抄) (施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附則(平成23年7月11日条例第30号) この条例は、平成23年8月1日から施行する。